

I 作業環境測定について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
労働安全衛生法に規定する作業場	労働安全衛生法	作業環境測定基準

労働安全衛生法に規定する作業場(例えば塗装、溶接、研磨等を行う作業場)においては、作業環境測定を行うことは義務となっています。

作業場の種類に応じて、空気中の粉じんの濃度や鉛、有機溶剤等の濃度について測定いたします。

また測定頻度は、作業場ごとにそれぞれ異なります。

	作業場	測定対象
○	土石、鉱物等の粉じんを著しく発散する屋内作業場 暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場 著しい騒音を発する屋内作業場	粉じん濃度等 気温、湿度およびふく射熱等価騒音レベル
	坑内作業場 炭酸ガスが停滞する作業場 28℃を超える作業場 通気設備のある作業場	炭酸ガス濃度 気温 通気量
○	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の事務所 ●(参考)事務所の室の建築、大規模の修繕や模様替えを行ったとき	一酸化炭素、二酸化炭素の含有率、温湿度等 ●ホルムアルデヒドの量
	□ 放射線業務を行う作業場 放射線業務を行う管理区域 放射性物質取扱作業場 坑内の核原料物質の採掘を行う作業場	外部放射線による線量当量率等 放射性物質濃度 放射性物質濃度
○	第1類、第2類特定化学物質を製造し、取扱う屋内作業場など 石綿等を取扱う屋内作業場	第1類物質、第2類物質濃度等 石綿濃度
○	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛濃度
	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の作業場	第1種酸素欠乏危険作業場の酸素濃度 第2種酸素欠乏危険作業場の酸素、硫化水素濃度
○	第1種、第2種有機溶剤を製造し、取扱う屋内作業場	有機溶剤濃度

備考 ①○印は指定作業場、□印は作業環境評価基準の適用される作業場を示す。

②●印は事務所衛生基準規則によるもの。

(注) ①設備を変更し、または作業工程若しくは作業方法を変更した場合には、

遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。

②放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内ごとに1回。

③特定の物については30年間。

管 理 濃 度

物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
土石、岩石、鉱物、金属 または炭素の粉じん	E=3.0/1.19Q+1 (mg/m ³) Q: 当該粉じんの遊離けい 酸含有率(単位パーセント)	エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート (セロソルブアセテート)	5ppm
アクリルアミド	0.1mg/m ³	エチレングリコールモノノ ルマルブチルエーテル (ブチルセロソルブ)	25ppm
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基または エチル基である物に限る)	水銀として0.01mg/m ³	エチレングリコールモノメチル エーテル(メチルセロソルブ)	5ppm
エチルベンゼン	20ppm	オルト-ジクロロベンゼン	25ppm
エチレンイミン	0.5ppm	キシレン	50ppm
エチレンオキシド	1ppm	クレゾール	5ppm
塩化ビニル	2ppm	クロルベンゼン	10ppm
塩素	0.5ppm	クロロホルム	3ppm
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³	酢酸イソブチル	150ppm
オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m ³	酢酸イソプロピル	100ppm
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05 mg/m ³	酢酸イソペンチル (酢酸イソアミル)	100ppm
クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³	酢酸エチル	200ppm
五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m ³	酢酸ノルマルブチル	150ppm
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m ³	酢酸ノルマルプロピル	200ppm
コールタール	ベンゼン 可溶性成分として 0.2mg/m ³	酢酸ノルマルペンチル (酢酸ノルマルアミル)	100ppm
酸化プロピレン	2ppm	酢酸メチル	200ppm
シアン化カリウム	シアンとして3mg/m ³	四塩化炭素	5ppm
シアン化水素	3ppm	シクロヘキサノール	25ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして3mg/m ³	シクロヘキサノン	20ppm
3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノ ジフェニルメタン	0.005mg/m ³	1,4-ジオキサン	10ppm
1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm	1,2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)	10ppm
臭化メチル	1ppm	1,2-ジクロロエチレン (二塩化アセチレン)	150ppm
重クロム酸及びその塩	クロムとして0.005 mg/m ³	ジクロロメタン(二塩化メチレン)	50ppm
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く)	水銀として0.025 mg/m ³	N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
トリレンジイソシアネート	0.005ppm	スチレン	20ppm
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除 き、粉状の物に限る)	ニッケルとして0.1mg/m ³	1,1,2,2-テトラクロロエタン (四塩化アセチレン)	1ppm
ニッケルカルボニル	0.001ppm	テトラクロロエチレン (パークロルエチレン)	50ppm
ニトログリコール	0.05ppm	テトラヒドロフラン	50ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³	1,1,1-トリクロロエタン	200ppm
砒素及びその化合物 (アルシン及び 砒化ガリウムを除く)	砒素として0.003mg/m ³	トリクロロエチレン	10ppm
弗化水素	0.5ppm	トルエン	20ppm
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm	二硫化炭素	1ppm
ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m ³	ノルマルヘキサン	40ppm
ベンゼン	1ppm	1-ブタノール	25ppm
ペンタクロルフェノール(PCP) 及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールと して0.5 mg/m ³	2-ブタノール	100ppm
ホルムアルデヒド	0.1ppm	メタノール	200ppm
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)	マンガンとして0.2mg/m ³		

管 理 濃 度

物の種類	管理濃度
沃化メチル	2ppm
硫化水素	5ppm
硫酸ジメチル	0.1ppm
石綿	5マイクロメートル以上の 繊維として0.15本/cm ³
鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m ³
アセトン	500ppm
イソブチルアルコール	50ppm
イソプロピルアルコール	200ppm
イソペンチルアルコール (イソアミルアルコール)	100ppm
エチルエーテル	400ppm
エチレングリコールモノエチル エーテル(セロソルブ)	5ppm

物の種類	管理濃度
メチルイソブチルケトン	20ppm
メチルエチルケトン	200ppm
メチルシクロヘキサノール	50ppm
メチルシクロヘキサノン	50ppm
メチルノルマルブチルケトン	5ppm
1,2-ジクロロプロパン	1ppm
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	0.1mg/m ³

※右欄の値は、温度25℃、1気圧の空気中における濃度を示す。